

防災拠点となるべき庁舎整備のための起債制度創設を求める意見書

地方自治体は、大地震、大型化する台風、頻発する集中豪雨・土砂災害、活発化する火山活動等、数多くの災害に対応するため、様々な防災・減災対策の充実・強化を図ることが喫緊の課題となっています。

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、熊本県宇土市などで災害時における防災拠点となる庁舎が被災し、使用できなくなる例が相次ぎました。

市町村役場は、災害対応や防災拠点の中核的役割を担うほか、多くの市民が利用する施設であるため、耐震化が必要な施設であります。また、多くの自治体において老朽化が進んでおり、建て替えが必須な状況でありますが、耐震化には様々な検討や市民合意のための時間と多額の費用を要するため、全ての市町村が対応を終えていない状況であります。

このようなことから、大規模災害時においても救援や復旧支援を速やかに行い、地方自治体としての責務を果たせるようにするために、庁舎整備についての財政支援措置が必要不可欠です。

よって、国におかれましては、令和 2 年度に終了しました市町村役場機能緊急保全事業と同等の本庁舎建て替えに係る恒久的な起債制度の創設について、強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 9 月 27 日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（防災）

宛